

平成 23 年(ワ)第 1291 号, 平成 24 年(ワ)第 441 号, 平成 25 年(ワ)第 516 号, 平成 26 年(ワ)第 328 号, 平成 31 年(ワ)第 93 号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外 1418 名

被告 四国電力株式会社

準備書面(74)
三次元物理探査についての反論等




2020年 2月5日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫	
弁護士	東		俊	一	
弁護士	高	田	義	之	
弁護士	今	川	正	章	
弁護士	中	川	創	太	
弁護士	中	尾	英	二	
弁護士	谷	脇	和	仁	
弁護士	山	口	剛	史	
弁護士	定	者	吉	人	
弁護士	足	立	修	一	
弁護士	端	野		真	
弁護士	橋	本	貴	司	
弁護士	山	本	尚	吾	
弁護士	高	丸	雄	介	
弁護士	南		拓	人	
弁護士	東			翔	

訴訟復代理人

弁護士	内	山	成	樹	
弁護士	只	野		靖	
弁護士	中	野	宏	典	

第1 三次元物理探査についての反論

- 1 原告らは、2019年10月24日付原告ら準備書面(71)で、芦田譲京都大学名誉教授の意見書(甲456)に基づき、三次元物理探査は、医療分野のCTスキャンやMRIに相当する、地下構造を精度良く調査することの出来る技術であり、石油探査の現場では1975年頃から用いられているのに、伊方原発を含む原発の地下探査では用いられていないが、再稼働のために約1900億円の安全対策費を負担するのなら、数億円ないし数十億円程度で実施することの出来る三次元物理探査を実施すべきであると述べた(なお、最近の芦田教授の新聞記事は甲518)。
- 2 これに対し、被告は、その反論として令和2年1月30日付被告準備書面(14)を提出したが、原告らの上記主張に対する反論は一切なされておらず、三次元物理探査をしなくとも、「成層かつ均質な地下構造」であると推定され、地下構造を三次元的に十分把握することができると、子供だましにもならない非科学的な従来の主張をなぞっているだけである。
- 3 しかも、特筆すべきは、被告が、「成層かつ均質な地下構造であると推定される」(令和2年1月30日付被告準備書面(14)13頁3行目、18頁2行目と16行目、20頁3行目と21行目)と繰り返し主張するばかりで、解釈別記2の「成層かつ均質と認められる」と「推定される」とがまるで同義であるかのような珍妙な解釈を示していることである。三次元物理探査をしないで「成層かつ均質と認められる」筈はないし、単に「推定される」からといって「認められる」ことにならないのは、常識の範疇ではないか。
- 4 その上、看過できないのは、被告が、「原告らの主張は、三次元探査が実施されていないことに対する不満を述べるものに過ぎない」(令和2年1月30日付被告準備書面(14)34頁2～4行目)とか「原告らの主張は、…要は、独自の考えに基づく主張、あるいは単なる不平、不満の類であって理由がない」(同36頁2～5行目)と主張している点である。ここに至っては、被告の主張は非科学的で安全を軽視したものであるばかりか、傲慢であり、原告らを蔑視したものであると、強く批判せざるを得ない。京都大学名誉教授、日本学術会議会員、(社)物理探査学会会長、経済産業省国

内石油・天然ガス基礎調査実施委員会委員長、経済産業省二酸化炭素炭層固定化技術開発推進委員会委員長、経済産業省地熱発電に関する研究会委員長等を歴任してきた地下探査の第一人者である芦田名誉教授の意見書に基づく主張が、どうして、独自の考えや、不平、不満に過ぎないことになってしまうのか。

第2 トラブルが頻発する伊方原発

今年になって、被告は、保安規定逸脱(1月7日。甲519)、制御棒の引き抜き(1月12日。甲520～525)、燃料落下信号発信(1月20日。甲526、527)、全交流電源喪失(1月25日。甲528)と立て続けに重大なトラブルを頻発させ、被告の社長が愛媛県知事らに謝罪し、定期点検中止や広島高裁決定に対する異議申立見合わせを余儀なくされる事態に至っている(甲529～531)が、こうした一連のトラブルは、前項で述べた被告の非科学的で安全を軽視した傲慢な姿勢の当然の帰結であって、このような被告に危険な原発を運転する資格のないことは歴然としている。

以上